

平成 25 年度第 3 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 25 年 12 月 5 日（木） 総務省 8 階 共用 801 会議室
構成員（敬称略）	座 長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 清 水 涼 子 関西大学会計専門職大学院教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

1 事務局説明

<b>【事務局説明】</b>	
事務局より、総務省契約監視会運営方針の廃止について説明。	
意見・質問	回答
「の開催」と言う部分は、誤りであるから修正するように。 皆さんに了承いただいたということで、よろしくお願ひしたい。	

## 2 契約案件の審議

審議対象期間	平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 月 30 日
抽出案件	5 件（対象案件 362 件）
審議案件	4 件（1 件については、次回契約監視会にて審議）
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）  起業家誘致・人材サイクル事業の請負  契約相手方：(株) 日本雇用創出機構  契約金額：78,750,000 円（落札率 98.55%）  契約締結日：平成 25 年 8 月 6 日  競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
<p>(清水構成員)  本事業の内容と必要性</p>	<p>地域経済の活性化を図るためには、地域資源を活かし、産・学・金・官が連携した事業の立ち上げ等の取組みを推進することが必要。そのような地域資源を活かした事業の構築にあたっては、事業体の立ち上げ、事業運営・マネジメント、事業資金確保、市場開拓等の事業活動全般における知識・経験を持つ人材の確保が不可欠である。</p> <p>都市部を中心とする大手企業等のキャリア豊富なミドル・シニア人材（エキスパート人材）を、地域資源を活かした事業を実施する地方の民間企業等（地方民間企業等）で従事させる仕組みを構築する。</p>
<p>(清水構成員)  落札した事業者の概要</p>	<p>日本雇用創出機構は、平成 14 年設立、資本金 120,000 千円の株式会社であり、事業内容は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出資大手企業在籍人材の外部企業への出向/転職支援</li> <li>・人材紹介事業</li> <li>・教育研修事業 等</li> </ul>

<p>(清水構成員) 過去の同種の事業</p>	<p>国費による外部人材派遣事業としては、「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業がある。なお、「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業は、地方公共団体に人材を派遣し、当該団体の地域づくり活動等に從事させる事業であるが、起業家誘致・人材サイクル事業は、地方民間企業等へ人材を派遣し、企業の運営支援をする事業である。</p>
<p>(清水構成員) 1者応札となった理由</p>	<p>地方民間企業等とエキスパート人材をマッチングさせる新規事業であり、エキスパート人材を地方民間企業等で從事させる仕組みを構築するというスキームの提案が難しかったと推測される。</p> <p>地方民間企業等と大手企業等のエキスパート人材とのマッチングには、都市部を中心とする大手企業等及び地方民間企業等に対するネットワークが必要であるが、当該ネットワークを持つ業者が少なかったと推測される。</p> <p>入札説明書をダウンロードした者で入札には参加しなかった者に対するアンケート結果を分析したところ、他の案件とブックイング、社内で仕様内容を検討し入札参加を協議するも見合わせ、想定した調達案件でなかった、グループ企業が入札の可能性のある等の理由から、入札に参加した業者以外の業者が参加を見送ったためと推測される。</p>
<p>(清水構成員) 今後の改善策</p>	<p>次回以降の調達に当たっては、見積書取得事業者の入札への参加確認を徹底するとともに、予め潜在的な対応業者への情報提供、意見照会を行い、競争参加者の掘り起こしを図る。また、より多くの履行期間を確保するため原課の決裁などの手続きの早期化を図る。</p>
<p>(清水構成員) 他にも地域経済の循環の創造等同じような事業があるが、これらとの関係は。</p>	<p>目的は一緒だが、それに対するやり方とかツールとか事業というのはそれぞれ異なった所にアプローチしていくということで整理している。</p>
<p>(有川構成員) 入札公告期間が20日となっているが、入札公告するとき、どのくらいの業者がこの期間で手を挙げられると想定したのか。</p>	<p>想定としては、現課さんのほうの行政決裁の前に2者から、複数者の見積もりをとっていたので、最低限その2者には参加いただけると想定していた。</p>

<p>(有川構成委員)</p> <p>参加してこなかったところはどういう理由か</p>	<p>大手企業の外部出向契約のマッチング調整について、現時点で営業とかコンサルタントの経験とか実績から難しいと判断して、本番では応札を取りやめたと回答をいただいている。</p>
---	--

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

地方公共団体の内部統制及び財務制度の見直しに関する検討の調査研究等に関する請負業務

契約相手方：株式会社ぎょうせい総合研究所

契約金額：9,765,000円（落札率100%）

契約締結日：平成25年7月12日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
<p>(有川構成員) 当該請負業務の発注の契機(理由)</p>	<p>地方公共団体における内部統制については、これまで各種研究会等において検討が行われ、民間分野における内部統制の取組が地方公共団体でも有用であることが示されるとともに、地方公共団体における内部統制の法制化の必要性が改めて指摘されている。</p> <p>地方自治法の財務制度については、昭和38年の地方自治法の一部改正による抜本的な見直しが行われて以降、長期継続契約の契約案件の拡大、行政財産の貸付け範囲の拡大、クレジットカード等を用いた納付の特例等について見直しを行ってきたところであるが、電子マネーやインターネットバンキングをはじめとする情報通信技術の進展を踏まえた俯瞰的な検討・検証を行っておらず、現在の情報通信技術を地方公共団体の財務制度に活用する方策について検討を行う必要がある。</p> <p>以上の課題に対処するため、学識経験者等の参加を得た基礎的な調査研究を行うこととし、その運営等に係る業務を委託することとしたもの。</p>
<p>(有川構成員) 当該請負業務の内容</p>	<p>調査研究の運営等。</p> <p>「地方公共団体の内部統制」及び「地方公共団体の財務制度」について検討するため、それぞれ学識経験者や地方公共団体の財務実務経験者等を構成員とする研究会（それぞれ構成員10名程度、それぞれ全8回（月1回）程度開催）が国内外の関連資料の収集・分析や分野横断的な見地か</p>

	<p>らの課題抽出等を行う調査研究に伴う調査研究や運営等を行う。</p> <p>(調査・検討の内容)</p> <p>I 内部統制について</p> <p>地方公共団体の内部統制体制の整備・運用の具体的なあり方について、地方公共団体の特性(民間企業との違い)を把握し、地方公共団体の特性、実情を踏まえた内部統制の目的、義務付ける内部統制の対象事務の範囲・内容、内部統制体制のあり方等に関する調査・検討を行う。</p> <p>II 財務制度について</p> <p>地方公共団体の財務事務の処理について、情報通信技術等の進展に対応した処理が可能となるよう①収入 ②支出 ③現金等について調査・検討を行う。</p> <p>III その他</p> <p>I 及びIIに掲げるもののほか、地方自治制度のあり方に関して特に必要と認める事項</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>本件契約に係る総合評価の評価要領、評価者の選定過程、評価手続き、評価結果</p>	<p>5名の技術審査員(課内の課長補佐級等)が提案書の提出のあった3者について、別途定める「総合評価基準」に従って審査を行った。その結果、提案書に総合評価項目一覧表の全ての必須項目の要件を満たしていない1者については不合格とされた。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>本件契約に係る予定価格積算の一連</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、一般的には、市場調査(入札参加業者の下見積)、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し、予算額及び契約係積算額と比較の上、一番安価な市場調査の価格を採用したものの。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>本契約の成果物の仕様と、その活用方法</p>	<p>研究会の最終報告書を地方公共団体関係者へ周知するとともに、諸情勢を踏まえ、所要の法改正の必要性等について検討することを予定している。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>5名の技術審査員は全て課内の職員か</p>	<p>全て課内の職員である。</p>

<p>(有川構成員)</p> <p>1990年代までの内部統制概念は、財務会計とほとんどリンクした狭い意味での内部統制が使われていたが、近年の民間分野における内部統制概念は非常に広がっている。その中、内部統制と財務会計制度をセットにした理由</p>	<p>平成19年にあった会計検査院指摘の不適正経理等の問題もあり、内部統制と財務会計制度について、現在でも、完全に分かれているとは言い切れないところ。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>1者総合評価で失格した理由は</p>	<p>財務会計制度と内部統制制度についてそれぞれ専属の担当者を設置することを要件としていたが、失格した業者は専属の担当をそれぞれ設置するという提案自体がなかった。</p>
<p>(有川構成員)</p> <p>内部統制と財務会計制度をセットにすると両方の実績のある会社だけが残ってしまう。</p> <p>内部統制は別に検討するとなると、おそらく相当の人が参加できて研究できる体制と思われる。財務会計とセットにしたばかりにほんの数社しか入ってこれないという部分があるのではないか。</p>	<p>調達から見たら、より多くの方の参加が見込まれると考えられる。</p>
<p>(清水構成員)</p> <p>業務としては、研究会の事務局機能を担わせると言うことか。</p>	<p>事務局の機能を担わせるもの。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

モデル施設（株式会社山形屋等）における高齢者や障がい者に適した火災警報装置の実証研究業務 他

契約相手方：能美防災株式会社

契約金額：73,500,000円（落札率99.96%）

契約締結日：平成25年9月11日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>（北大路座長） 業務内容</p>	<p>モデル施設の各施設に対し、設置方法案に沿った形で工事を行い、その工事に係る留意点や工事により必要な機能が得られるかどうかを検証する。</p>
<p>（北大路座長） 予定価格の算出法</p>	<p>現課では、予定価格の積算に資するよう、関係する5件の公募の応募者から見積の詳細を得て、当該業務にかかる経費を①調査研究・報告書作成等に係る経費、②光警報装置等の機器類に係る経費、③諸経費に区分し、過去の類似業務の調達実績・機器単価・諸経費率を契約主管課に提示した。契約主管課は、当該提示情報をもとに、予定価格を設定した。</p>
<p>（北大路座長） モデル施設の選定法、選定過程</p>	<p>平成24年8月に公募広告を行い、10月までに27施設からの応募があった。</p> <p>有識者による選定会議を行ったところ、27施設それぞれにモデル施設としての妥当性があるとの結果となったため、全ての施設をモデル施設として採用する方向で調整を行った。</p> <p>一方、空港等公共的な場所の面積が大きな施設の応募が多く、予算を大きく上回ることが想定されたため、実証検証の目的を損なわない範囲で設置面積の縮小についての調整を行い、3月までに25施設について、モデル施設としての決定を行った（2施設は調整過程で辞退）。</p>
<p>（北大路座長） 応募業者数、業者選定・評価法、選定過程</p>	<p>本契約は、既設自動火災報知設備の改修・調整を伴うことから、技術的内容に精通していることが求められ、当初から自動火災報知設備製造業者</p>



	<p>以外の応札は困難である事が想定された。</p> <p>そのため公募型随意契約により契約相手方を募集し、複数社の応札があった場合一般競争入札に移行することとした。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>契約金額が予定価格に近いことについて推測される理由</p>	<p>積算の結果、下見積の8割程度の額が予定価格となっており、市場における実勢価格が概ね適正に反映されたためと考えられる。</p> <p>また、予定価格を見積額が上回っていたため、6度見積合わせを実施し、結果的に落札したことから、予定価格積算資料に示す金額は妥当なものであったと考える。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>本実証研究事業の成果の評価法、成果の活用方法</p>	<p>本実証研究事業によって得られた工事に係る留意点や設置方法案に係る課題等を踏まえ、広く公共的な施設に光警報装置を設置する際の設置方法を定める。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>モデル施設（社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会【大牟田市総合福祉センター】等）における高齢者や障がい者に適した火災警報装置の実証研究業務等 他4件との違いは。</p>	<p>25 施設の所にそれぞれ自動火災報知設備の盤があるが、盤のメーカーが5社あり、それに対応した形で契約5本となっている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>最初から特命随契しかないということか。</p>	<p>公募随契にしており、代理店とかをたてる可能性が考えられる。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>報知器メーカーは5社以上あると思うが。</p>	<p>自動火災報知設備の受信盤となると、かなり大がかりな設備になるので、この5社程度しか多分作っていないと思われる。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>施設側では何かいいことはあるのか。</p>	<p>自分のお客様に対して障がい者に優しい施設だというアピールができるという利益がある。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>施設の自己負担はあるのか</p>	<p>今回、自己負担は出ていない。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>高齢者、障がい者に適しているかという検証について、どの程度まで契約段階で決めているのか。</p>	<p>回数は1回。</p> <p>実際に設置された段階で動かしてみて、その中に耳の不自由な方も入っていただいて訓練していただくことの負担は発生する。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>契約の入札の段階で、その評価としてこの施設ならそれができるところをモデル施</p>	<p>そこまで含んで応募していただいている。</p>

設として選んだと理解してよいか。	
(高橋構成員) 1回という検証については、普通、2.3回は検証する必要があるのではないか	トータルで25施設やっていただくということで、全体として検証ができるような形を考えている。
(北大路座長) 調達プロセスについて、施設は明らかにメリットがあると思うが、27しか応募がなかったというのはどうしてか。	たまたまである。
(有川構成員) 5施設とか10施設でなく、25施設となったのか。	たまたま25となったもの。 元々予算は40施設積んでいた。
(有川構成員) 予算が40施設との理由。	用途が全部で20くらいあり、それぞれの区分ごとに幾つか選ばば良いということで、40箇所想定していた。
(有川構成員) モデル施設の選定にあたり、用途が重なるのであれば、用途で必要な範囲に絞れば予算は節減できるので、その辺りの考え方については。	選定に当たっては有識者の先生方に入っている。 規模の大小、使用方法等あり、応募いただいたところにつきましては選定させていただいた。
(有川構成員) 施設の数を増やすのではなくて、用途ごとにある程度絞った施設で検証の回数を増やしたほうが余程効果的な実証検証ができると思う。1回の検証を幅広くやっても、何も検証結果が得られないのではないか。	検証はこれからやっていくので、必要な結果が得られるような形でやっていきたいと思う。
(有川構成員) 限られた予算で本当に行政目的を達成するためうまく使っていただきたい。 (高橋構成員) 本来は契約するときにしっかり、いつまでに何度、どういうものをして、どういう結果を出すのかということを決めておかないと、そんな話聞いていなかったよということにもなりがちだと思います。	

【抽出事案 4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

電波の人体への安全性に関する評価技術

契約相手方：独立行政法人 情報通信研究機構

契約金額：310,173,820 円（落札率 100%）

契約締結日：平成 25 年 7 月 4 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
<p>(高橋構成員) 調達方法等の経緯、変遷について</p>	<p>当初の随意契約から、公募随契、一般競争入札を経て、平成 21 年度以降は総務省が有識者による評価会議、意見公募等を経て策定した基本計画書に基づいて提案を公募し、集まった提案に対して採択評価を実施した上で、採択された提案者と随意契約を締結するという方式をとっている。なお、平成 22 年度の基本計画書は 3 カ年の研究を前提としているため、平成 23 年度、24 年度は、前年度終了時に次年度も研究を継続してよいかどうか有識者会議による評価を実施した上で、継続を可とする評価が出されたことを受け、同機構と随意契約を締結している。</p>
<p>(高橋構成員) より多くの者が入札に参加できるようにどんな改善がはかられてきたか。</p>	<p>当初、「電波の安全性に関する評価技術」として一括で調達を実施していたが、平成 19 年度より研究課題を「電波の人体への安全性に関する評価技術」と「電波の電子機器等への評価技術」に分割し、さらに平成 22 年度の調達においては「電波の人体への安全性に関する評価技術」の 3 つの検討課題、すなわち①人体の電波ばく露量計測技術、②電波防護指針適合性評価技術、③医学・生物実験のためのばく露装置及びばく露量評価のそれぞれについて部分的に提案することも認めるなど、一貫して課題を分割し、他業者の参加が容易となるよう図ってきた。その結果、平成 22 年度の提案の公募においては、上記②の課題に対して他 1 社からも提案の応募があった。（なお、有識者による採択評価会を実施したところ、主として研究計画の具体性の乏しさなどが問題とさ</p>

	<p>れ、結果としては不採択となっている。)</p> <p>また、平成 25 年度の提案の公募においても、①適合性評価技術の確立、②高精度ばく露評価技術の確立の 2 課題のそれぞれについて部分提案を認めていた。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>落札者である情報通信総合研究機構は、当該調達に関連して、評価備品や役務などを公募したのではないかと思われるが、そこにおける調達の透明性や効率性、実効性について、要求部局はどのように関与しているのか。</p>	<p>落札者である情報通信総合研究機構の実施する調達については、総務省の「情報通信分野における研究開発委託契約経理解説」に則り、一定の条件に該当した場合には、説明書類の整備や総務省への事前の相談等を行うことを義務付けることにより、調達の透明性、効率性、実効性を確保する体制を構築している。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>今回の予定価格の算出や機構の調達状況等について</p>	<p>今回の提案の公募時に原課が指定した予定価格については、総務省で現在行うことが必要と思われる研究内容について有識者による評価会議や意見公募を経てまとめた基本計画書に基づき、その内容を実施するために必要な額を総務省において算出したものである。情報通信研究機構による調達に際しては、総務省から上記の指導を一貫して行っているほか、機構内部の取り組みとしても、監督・検査の適正化のためのマニュアルの整備や、応札者を増やすための公募公告期間の延長などの措置を平成 22 年度から継続的に実施しており、調達手続きの明確化・公正化に努めているところと聞いている。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>今回の結果を踏まえ、調達の透明性、効率性、実効性確保等の観点から調達技術のさらなる改善点について</p>	<p>これまでも調達の透明性、効率性、実効性の確保に努めてきたところであるが、今後とも、より多くの者が入札に参加できるように調達方法について検討するなど、更なる調達技術の改善を図っていきたい。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>電波の安全性についての調達はいつから実施しているのか。</p>	<p>平成 9 年度から実施している。</p>
<p>(高橋構成員)</p> <p>非常に長期のプロジェクトとなっているが、ゴールはどこにあるのか。</p>	<p>タイトルこそ「電波の安全性に関する評価技術」という形で一貫しているが、毎年度定めている基本計画書において指定する個別の検討課題</p>

	<p>については、研究の評価のサイクル（公募～終了までの一連の評価）ごとに異なるものとなっている。</p>
<p>（高橋構成員）</p> <p>評価技術の研究について国民に公開しているか。また、ホームページを見ても平成21年度以降の評価が出てこないようだが。</p>	<p>平成22年度から平成24年度までは3カ年を一サイクルとして実施しており、現在、成果報告書を公開する作業をしているところ。</p>
<p>（高橋構成員）</p> <p>そもそも総務省が直接研究機関等とか民間企業と契約した方が効率的であるのではないか</p>	<p>研究上必要となる機材や作業に関しては、研究を実施する能力を持った研究機関が調達すべきであり、我々が直接調達することは基本的にはできないと考えている。</p>
<p>（高橋構成員）</p> <p>研究の全体像というのが国民に示されないというのはなにか不安であるが。</p>	<p>新しく電波を利用したシステムが出てくるたびに、そのシステムが法令に定めた基準に適合していることを示すための測定技術が新たに必要になる。そういった要請がある限りは、この研究を継続する必要がある。</p>
<p>（北大路座長）</p> <p>技術を作って、開発してもらうわけだが、その後がどうするのか。</p>	<p>携帯電話を例に挙げると、実際に携帯電話を市場に出す際には法令に定められた基準値をクリアしているかどうかを評価しなければならないが、そのための効率的かつ低コストな測定技術を開発し、評価を実施する機関に対して提供するという形で生かしている。</p>
<p>（北大路座長）</p> <p>評価機関はどこになるのか。</p>	<p>登録証明機関といい、日本に十数機関ほど存在する。</p>
<p>（北大路座長）</p> <p>測定技術の開発については基本的には情報通信総合研究機構しかできないということか</p>	<p>将来的には、より応用的な研究課題の設定などにより、情報通信研究機構以外の機関にも実施できるようになる可能性はある。しかし、現在のところは、同機構だけが研究に必要な技術を有しており、結果として単独提案になっているものと認識している。</p>
<p>（高橋構成員）</p> <p>企画競争の内容は公表しているか。</p> <p>また、過去の資料は公表しているか。</p>	<p>企画競争の内容については、報道発表により基本計画書をその都度公表している。</p> <p>今後、基本計画書も含めた過去の資料について整理を行い、電波利用ホームページ上でまとめて閲覧できるようにすることを検討する。</p>

<p>(清水構成員) 機器の管理はどのようになるのか。</p>	<p>物品は総務省の資産になる。 翌年度以降継続して委託研究に使用する場合は、総務省から無償貸付する形になる。</p>
-------------------------------------	---